

## 第5章 教育相談

### 第1節 はじめに

最近数年の「特別支援教育」を推進する動きはその枠組み作りや組織体制作りを焦点としつつ、現在も全国各地で精力的に取り組まれています。特別支援教育が「障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応する」という命題を遂行する中で、重要な柱の一つとなっているのが盲・聾・養護学校における「地域のセンター的機能」です。

この「センター的機能」においては、地域支援を積極的に行うことが求められておりますが、その一翼として「教育相談」は大きな役割を果たすことが期待されています。盲・聾・養護学校においては、従来「教育相談」は積極的に実施されてきましたが、最近、特に注目を集めている、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を有する子どもへの支援方法など、新たな課題も浮かび上がってきているところです。さらに今後、地域の小中学校に対する支援を行うなど、その果たすべき役割の拡大等を視野に入れて考えますと、こうした新たな課題へ対応していくための体制作りや人材養成は急務であると考えられます。

こうした新しい課題に対応していくだけでなく、今後の教育相談の場面においては、かねてより在りながらも未だその取り組みや対応が困難な問題に対応していくことも求められています。例えば、「不登校」の問題への対応は、以前から教育相談の大きな位置を占めてきましたが、現在では不登校の状態のある子どもの中に、多くのLD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を有する子どもが含まれていることも分かってきており、こうした点からも、今後ますます教育相談の果たす役割は重要なものになると考えられます。

そこで、この「不登校」の問題に取り組むために、いま一度、教育相談という枠組みの中で果たすべき役割と対応のポイントを検討していきたいと思えます。

### 第2節 教育相談という枠組み

#### I. 教育相談とは

「相談の対象となる子ども（あるいは保護者）が抱える教育上の課題や困難に対して、子どもの発達の程度や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を行う」幅広い活動のことを指します。そこでは、障害そのものに対する支援も考えられますし、不登校のように問題が障害を起因として二次的に発生している場合に行う支援等も考えられます。支援の対象についても、子どもに対する直接的な支援だけでなく、保護者をはじめ、子どもにかかわる教員や学級、学校などへの間接的な支援も含まれています。不登校の問題へのアプローチに際しては、子ども本人が家庭から外へ出ること自体が困難な場合も往々にしてありますので、そうした場合には、保護者や関係者が相談の対象となることも考えられるでしょう。

## 第2節 教育相談という枠組み

### Ⅱ. 相談の対象 《不登校を状態像として捉える視点》

周知のことではありますが、不登校そのものは、病気や障害ではありません。多くの場合、子どもや子どもを取り巻く環境（時には、両者）の中で、何かしらうまく機能していない、あるいは歯車の噛み合っていない部分があり、その相互作用の結果としての表現型の一つが不登校という現象になって現れます。— 例えば、家族を一つのシステムと考える家族心理学の考えでは、身体的な病気において身体が一番弱い部分に症状が現れるのと同様に、家族の問題が家族の中で一番弱い存在（往々にして子ども）が家族全体の病理を引き受けて、さまざまな身体症状や問題行動を体現することを考えています。—そこで、教育相談において相談者と相対する際には、不登校を起こしている子どもだけを問題と捉えるのではなく、その家庭や学校場面等についても、何かしらの問題を抱えている可能性を心の片隅に置いておく必要があります。そして、不登校の状態を作り出し、不登校の状態を維持している要因が子どもと環境の双方に存在していることを考えれば、必ずしも子ども本人への直接的な対応でなくとも、保護者等の環境側への対応いかんによっては、不登校の問題が解消されるケースが多いことも不自然ではないでしょう（例えば、夫婦が離婚の危機を抱えている家庭において、夫婦を繋ぎ止める手段として子どもが不登校を起こしているかのように見えるケースなどに会うことがあります）。

また、後に述べていきますが、不登校状態が少しずつ解消へ向かい、子どもが学校生活や社会生活への再適応の意欲を見せ始めた際には、多くのケースにおいて、環境側の対応がキーポイントとなることは十分予想されますので、子ども本人だけでなく家庭や学校との連携も予め視野に入れて支援を進めておくことは重要と考えられます。

### Ⅲ. 教育相談のプロセス

一般的に、教育相談と呼ばれる一連の活動は、大きく分けて二つのプロセスから成り立っており、この二つのプロセスが適切に組み合わさっていくことで教育相談をより効果的に進めていくことができます。

その第一のプロセスが〈アセスメント〉の段階です。これは、問題の評価や査定、見立ての段階と言い換えることもできるでしょう（学校教育の立場では「実態把握」という言葉の方がピッタリとくるかもしれません）。ここでは、問題解決の糸口を見出すことを目的に、相談者のニーズ、問題の経緯、背景や現在の状況に関する情報収集および行動観察を通して、問題の核となるような要因を特定し、支援の焦点や解決方法に関する仮説を立てます。つまり、この仮説に基づいて、誰が誰にどのような対応をしていくか、あるいはケアをしていくかの計画を練るプロセスですのでたいへん重要な役割を果たしています。ある意味では、このアセスメントで適切な見立てができないと、この後に控えている実際の支援や援助が適切なものとならない可能性もあります。それほど重要なアセスメントですので、問題を客観的に把握・理解するために種々の検査を実施することも必要と考えられます。そして、時には、医療や福祉等の他領域の専門家の意見や助言を仰ぐこともたいへん重要な場合があります。相談支援を振り返る機会として、事例検討会議なども利用すると有用な意見を得られることが多いでしょう。

第二のプロセスとして、アセスメントの結果を受けて、実際に子どもや周囲の人たちにアプロ

## 第2節 教育相談という枠組み

一歩していく〈支援・援助〉があります。これには、前述したような直接的な支援や間接的な支援を含めた、さまざまな支援対象がありますし、またアプローチの仕方や焦点の当て方は、担当者の経験や専門性によって違っており、多種多様な支援の在り方が考えられます。どういった支援が一番適切かは、子どもの状態像や発達の状況、環境側の要因なども大きく影響してきますので、担当者が一人で行う支援に固執するのではなく、柔軟に選択できる余地を残しておくことも必要と考えられます。

これら二つのプロセスは、教育相談が継続していく中でも絶えず絡み合っていく、実際の支援を継続しながらも、アセスメントで立てた仮説が適切であったかどうかの検討がなされていきます。新たな情報を見聞きしたり、子どもの反応を見ていくことでアセスメントの仮説をより適切なものにしていくことが必要ですし、それに応じて支援の方針や対応方法も柔軟に変化させていくことが必要です（そういった意味では、厳密にアセスメントと実際の支援の段階を分けることは困難であるかもしれません）。

不登校の教育相談においても、アセスメントと実際の支援が適切に組み合わせることが重要であります。以下に、この2つを結ぶために必要な「場面の設定」を見ていきます。

### IV. 教育相談の準備

実際に相談の場をどのように設定するかは、とても重要なことです（精神医学や臨床心理学の領域では、これらの設定を「治療構造」と呼んでいます）。

まず、何よりも重要なことは、相談の場で安全感や安心感を得られるような雰囲気を作り出すことがポイントとなってきます。そのためには、心理的な距離が適切と感じられるような広すぎず狭すぎない空間が必要となりますし、秘密厳守の原則を実感できるよう、人の出入りのない部屋を確保することも必要となります。また、話を聴くことに集中したり、考えをまとめるための思考を妨げないような、音の出入りなどにも気を配る必要があります。（相談者の事情によってどうしても相談の時間を変更せざるを得なかったケースの例です。この相談者は、いつもであればかなり積極的に自分の身に起こった経験を語り、内省し、自分の情緒や感情への気付きを語っていたのですが、時間を変更した途端にほとんど話をしなくなってしまいました。どうやら変更した時間帯が悪かったようで、確かに部屋の外を通る人の話し声や足音が多く室内に入ってくる時間帯だったのです）。

さらに、安心して話のできるヒントとしては、座席の配置を工夫することなども効果的です。

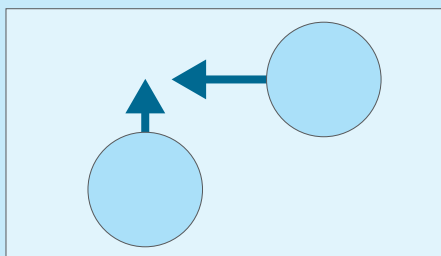


表5-1 教育相談の場面における90°法

一般に正面切って向かい合う座席配置では、互いにどこに視線をおくか迷ったり、相手の視線を意識して緊張が高まったり、相手の表情が気になって考えに集中できないなどの困難が生じやすくなります。そこで、90°法と言って、ちょうど互いの90°の位置に座席を配置する方法があります（図5-1）。こうした配置をすることで、軽く視線

## 第2節 教育相談という枠組み

を向けることで相手の表情や態度を見ながら話をすることもでき、また、自分の内面をじっくりと見つめたい時には視線を自分の正面に置くことで相手の姿を意識しないことができるようになります。

こうした目に見える設定（「外的構造」といいます）だけでなく、他にも、目には見えないけれども重要な設定がいくつか存在します（「内的構造」といいます）。これはルールとでも呼ぶべきもので、相談者と相談担当者の双方がこの原則を守ることで、安心感や安全感をもって相談に臨むことができます。例えばそれは、話された内容の秘密が厳守されることを保証する守秘義務などがこれにあたります。このルールがあることで相談者は安心して真実の心の内を話すことができます。

またあるいは、時間厳守のルールもこれに当てはまります。一般的に、一回の相談時間は5分とされていますが、これは、相談担当者が神経を研ぎ澄まして話に集中できるための限界の時間でもありますし、相談者が内省を深めすぎたり、自分自身の情緒に入り込みすぎて现实生活に戻ることが困難にならないための適度な時間でもあるようです。そして、時間に関する設定で最も重要なことは、一度設定した時間を安易に変更したり、延長したりしないことです。相談者によっては、終了時刻の数分前になってから深刻な話を持ち出す場合なども多く見られますが、これに素直に従って、相談時間をむやみに延長することはできるだけ避けるべきだと考えられます（例えば、終了間際に深刻な話を持ち出すケースの場合、往々にして、相談者の分離不安や依存性がテーマになっていることが多いので、その気付きなしに時間を延長することは、こうしたテーマを解決する方向ではなく、余計に強めていく方向に向かっている可能性があるからです）。この延長線上には、自宅や携帯電話の番号、メールアドレス等を安易に知らせないことも含まれています。不安の強い相談者の場合や心の健康度の低い相談者の場合には、24時間連絡をしてくる可能性がありますし、相談担当者が現実的な理由（会議、睡眠…等々）で対応できない場合にも「裏切られた」「見捨てられた」といった破滅的な不安を誘発してしまう危険性があるからです。

## 第3節 不登校を主訴とした教育相談の実際

### I. アセスメントの目的

実際の教育相談を、厳密にアセスメントと実際の支援のプロセスに分けることには困難がありますが、大まかにいって、相談の開始（初回面接）から数回の内に行われる相談をアセスメントの期間と考えてよいでしょう。この段階では、子どもの状態像に合った適切な支援方法や支援の焦点を探るために、相談担当者が、より積極的に情報を収集したり行動観察を行ったりします。その際、相談者は子ども本人である場合とそれ以外の保護者等である場合とが考えられますが、いずれにしても、まずは子どもの状態像を確認しておくことと、その状態像を通して、背景にある問題の核となるテーマをおぼろげながらも推測しておくことが、その後の支援の焦点や方法を見極めるためには必須と考えられます。アセスメントの重要な目的は、実際の支援をどのように進めていくか、その焦点を見定めることにあります。

以下に子どもの状態像を理解するために重要と思われる視点を挙げていきます。